

巻／頭／言／

特定非営利活動法人 日本癌病態治療研究会 理事長
福島県立医科大学 理事長兼学長

竹之下 誠一

研究会の先生方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本会のさらなる発展に向けて、ご指導いただいております皆さま方に心から感謝いたしております。

2017年が明けても近年の異常気象はおさまらず、さらに常態化してきたようです。これによる想定外の事件も頻発し、われわれの常識も多角的視野から再考し、変更すべき時代になってきました。

まずうれしいご報告です。本研究会の最大の財産である英文機関誌 Annals of Cancer Research and Therapy (ACRT) の PubMed 掲載へ向けて大きく前進がありました。本 W' Waves 23巻でもご紹介がありますが、坂本純一編集委員長のご尽力により、新たに、青山徹先生、山口央先生、和田聡先生、前田広道先生、和泉秀樹先生、齋藤元伸先生、本多通孝先生など7人の若手編集委員が加わり、活発な編集活動が期待されております。会員の悲願でもあります PubMed 掲載へ向けて着実に進めるよう祈る気持ちです。

ところで、昨年から表面化してきた、特定機能病院をめぐる動向にも注意が必要です。平成26年3月に施行規則が改正され、専門医の配置、英語論文数等の新たな基準が設けられています（経過措置期間は平成31年4月までです）。承認要件の見直しを検討した有識者会議では、経過措置期間後も要件を満たさない場合は、「承認取り消しを



含めて検討することが適当」とされています。

また、適応外医薬品の使用や、高難度新規医療技術に関する医療安全上の重大事案が相次いだことを受けて、厚生労働省は、平成28年6月に特定機能病院の承認要件に関する省令等を改正しました。その中で、自院で初めての未承認医薬品等を用いた医療や、高難度な手術・手技を用いた医療を提供する場合には、診療科の長が、病院に設置された評価担当部門・委員会へ申請し、評価を受けることが新たに義務化されています（本要件は平成29年3月31日で経過措置期間が終わります）。

このように、承認要件は厳格化しているため、特定機能病院であることを維持するために、病院全体でさらなる努力が求められております。本研究会の先生方においても、研究を志す医師として新たな医療技術を扱う機会が多いと思いますので、これらの動向に適切に対応することが求められます。

さて、第26回研究会は、横浜市立大学附属市民病院総合医療センターの國崎主悦先生を当番世話人として開催されます。歴史と伝統のある本研究会ですが、不思議なことに横浜開催は初めてです。ぜひ多くの方々のご参加をお願いいたします。これからも本研究会のさらなる発展に努力してまいります。ご指導、よろしく願いいたします。